

## 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組んでまいります。

1. お客さまからの融資のお申込みを検討するにあたり、当金庫では、ガイドラインに即してお客さまの経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。  
なお、短期融資（手形割引・でんさい割引、返済財源が明確かつ確保されている宅地分譲資金）においては、経営者保証を原則求めない対応を検討いたします。
2. 経営者保証を提供いただく場合には、当金庫は、ガイドラインに即して「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行い、お客さまのご理解とご納得を得られるよう努めてまいります。
3. 保証の変更・解除等の申入れがあった場合には、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」について、丁寧かつ具体的な説明を行い、お客さまの財務基盤の強化や経営力向上に向けたお取り組みを支援してまいります。
4. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に対しては、当然に保証を引き継いでいただくのではなく、ガイドラインに即してその必要性を改めて検討し、経営者保証が事業承継の妨げとならないよう努めてまいります。
5. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。
6. お客さまから経営者保証に関するお問い合わせがあった場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

### <「経営者保証に関するガイドライン」の要件>

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

以上  
令和5年7月